

越前市介護保険事故等報告事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、介護保険法に基づく介護サービスを提供する事業所（以下「事業所」という。）が、越前市（以下「市」という。）の介護保険被保険者への介護サービスの提供中に事故等が発生した場合の市への報告の取扱いを定め、もって利用者の処遇向上を図ることを目的とする。

(事故の範囲)

第2条 事業所が市へ報告する事故は、次に掲げる場合とする。

(1) サービス提供中に利用者が死亡又は負傷した場合。

ア 「サービス提供中」とは、送迎中も含め、サービスを提供している時間帯を通して全て含まれるものとする。

イ 「死亡」とは、事故死亡を指し、病気死亡は報告対象外とする。ただし、病死であっても死因等に疑義が生じ、利用者の家族等から苦情が出ている場合は、全て対象とする。

ウ 「負傷」とは、医師の保険診療を要したものとする。ただし、医師の保険診療を要しなくとも、利用者の家族等から苦情が出ている場合は、全て対象とする。

(2) 感染症（「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める1～5類感染症及び新型インフルエンザ）又は食中毒の発生については、次に掲げる場合とする。

ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合。

イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合。

ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に管理者が報告を必要と認めた場合。

(3) その他の事故又は不祥事により、利用者等から苦情が出ている場合。

(報告)

第3条 事業所は、第2条に定める事故の発生後7日以内に、介護保険事故報告書（様式第1号）及び市から求められた資料を市長寿福祉課へ提出するものとする。ただし、第2条に定める死亡事故、感染症、食中毒又はその他重大事故の発生の場合は、発生後速やかに電話にて市長寿福祉課へ報告した上で、介護保険事故報

告書等を提出するものとする。

- 2 事業所は、介護保険事故報告書（様式第1号）の提出時において、次に掲げる場合は、介護保険事故経過（終結）報告書（様式第2号）を提出するものとする。
 - （ア）事故の原因が調査中
 - （イ）損害賠償等の状況が未定
 - （ウ）再発防止対策が未定
- 3 事故処理が長期化する場合は、様式第2号により適宜経過報告を行う。また、当該事故処理が全て完了した時点で1週間以内に終結報告書を提出するものとする。

（市から福井県への報告）

第4条 市が福井県に報告する事故は、次に掲げる場合とする。

- （1）サービス提供中に利用者が死亡した場合。
- （2）事故の原因に指定基準違反が疑われる場合。
- （3）事故の原因に利用者への虐待が疑われる場合。
- （4）その他市が報告を必要と認める場合。

（措置）

第5条 市は、事故報告等を取りまとめ、事故防止に資するものとし、必要に応じて、事故発生時の対応に関する調査及び指導を行う。

- 2 市は、事業所の対応が次に掲げる場合に該当するときは、事業者名、事業所名及び事故内容について公表することができるものとする。
 - （1）事業所が事故発生を故意に隠匿している場合。
 - （2）事業所が事故の再発防止に取り組まない場合。
 - （3）その他利用者保護のため、市長が必要と認めた場合。